



(裏)

<添付書類>

1. 秋田県特定不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号)及び指定医療機関の発行する領収書等
2. 秋田県特定不妊治療費助成事業協力医療機関受診等証明書(様式第2号の2)及び協力医療機関の発行する領収書等
3. 住民票(申請日から3ヶ月以内に発行されたもの、続柄が省略されていないもの、続柄で婚姻関係が確認出来ない場合は筆頭者が省略されていないもの)
4. 夫婦関係にあることを確認できる以下の書類
  - ア 法律婚の場合 戸籍謄本(申請日から3ヶ月以内に発行されたもの)
  - イ 事実婚の場合 以下の(ア)から(ウ)の書類
    - (ア) 二人の戸籍謄本、(イ) 二人の住民票、(ウ) 二人の事実婚関係に関する申立書
5. 所得証明書等  
夫及び妻の所得額を証明する書類(市町村発行の所得証明書(児童手当用))等
  - ・ 4月から5月までの申請: 前年度所得証明書(前々年分)
  - ・ 6月から3月までの申請: 当該年度所得証明書(前年分)(今年度2回目以降の申請で、1回目の申請が6月以降の場合は省略できます。)
6. 助成を受けた後に出産し又は妊娠12週以降に死産に至ったことを確認できる書類
  - ア 助成を受けた後に出産した場合 住民票及び戸籍謄本
  - イ 助成を受けた後に妊娠12週以降に死産に至った場合 死産届の写し等

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する  
説 明 書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・指定都市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・指定都市・中核市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

[報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。]

I 治療から妊娠まで

- (1) 患者(女性)の年齢
- (2) 不妊の原因
- (3) 治療の内容、妊娠の有無

II 妊娠から出産まで

- (4) 妊娠・出産の状況
- (5) 生まれた子の状況

以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する  
説 明 書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、1夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。

転入された方は、以前にお住まいの自治体に、この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。

なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。

なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。